

袋井市国民保護計画（案）に対する意見及びそれに対する市の考え方

1 意見提出期間 平成18年10月15日（月）～11月17日（金）

2 意見提出状況

（1）意見提出者 1 人
（2）意見件数 15 件

3 意見の内容及び市の考え方

区 分	意 見 の 概 要		市 の 考 え 方
国民保護協議会委員の 人選について	1	なぜ自衛隊から選出したのか。 自衛隊は関係機関にないこと、国際的には自衛隊は軍隊と認識 されていて軍隊と住民を明確に区別することが求められているこ となどから委員になじまない。	委員の人選については、国民保護法第40条第4 項に基づき、任命しています。
	2	案を審議・諮問すべき委員が、案を作成する側（市長、助役、 総務部長など）や協議する側（県職員など）などで委員の大半を 占めている。一般住民はほとんど委員となっていない状況であり、 「広く住民の意見を求め」という協議会の役割を果たし得ない。	国民保護協議会の所掌事務は、市の区域に係る 国民の保護のための措置に関する重要事項を審 議し、意見を述べることを任務としており、委員 の人選については、国民保護法第40条第4項に 基づき、市の区域に係る国民の保護のための措置 の実施に係る関係機関の代表者及び国民保護の ための措置に関し、知識または経験を有する者か ら任命しています。 また、「広く住民の意見を求め」という点につ いては、計画（案）の段階で、パブリックコメン トを実施しております。
	3	有識者以外の委員については「代理」が認められているが、大 切な審議がそれでよいのか。 また、委員は組織を代表しているという意味なのかどうかたず ねる。	有識者以外の委員については、市の区域を管 轄、または業務範囲としている関係機関からの代 表ということで任命しているため、各関係機関の 意見として代理者を認めています。 有識者については、関係機関の代表者ではな く、国民の保護のための措置に関し知識または、 経験を有する者、個人を任命しているため、代理 出席を認めていません。
計画の策定に当たっ ての自主性	4	県との協議が必要とされているが、協議会委員にも県の職員が 入っていて、なぜその必要があるのか。県から変更の指示がで きるのか。このことは国ともつながることであり、計画の自主性 にかかわることです。 他市の計画を少し拝見しましたが、文章を含めほとんど同じと いうのが実感です。	協議会の委員は、国民保護法第40条第4項に 基づき、任命している。 また、計画策定にあたっては、国民保護法第35 条第5項に基づき、あらかじめ、県知事に協議し なければならないこととなっています。
防災計画と国民保護計 画	5	両計画の性格がまったく違う。比べて明らかなように、国民保 護計画は、市の要請する内容となっている。その要請が強制を感じ させる。計画策定の自主性とも合わせ考えると、だれの・何の ための計画か疑う。	市国民保護計画は、国民保護法の定めるところ により、県国民保護計画に基づき武力攻撃事態等 から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻 撃事態及び緊急処理事態が国民生活及び国民経 済に与える影響を最小とするため、市が実施する 国民保護措置及び実施体制等について定めるも のであります。
基本的人権の尊重	6	この計画は、基本的人権の侵害をどうするのかを検討している にもかかわらず、基本方針で基本的人権の尊重をうたい、侵害す るからこそ起こる権利利益の救済の手続きまで述べているのはど ういうことか。侵害への具体的歯止めがない。	国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法 の保障する国民の自由と権利を尊重することと し、国民の自由と権利に制限が加えられるときで あっても、その制限は必要最小限のものに限り、 公正かつ適正な手続の下に行うことを本計画に 記述しています。
自発的意思の内容	7	自発的意思の内容は関連機関に「自主的判断」、国民に「自発的 な意思」を基本方針としているが、計画全体からは「行わなけれ ばならない」「協力を要請することができる」などの文言も多く、 実質的に強制とはならないか。	本計画では、市の国民保護措置の実施に当たっ ては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を 尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加 えられるときであっても、その制限は必要最小限 のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うこ とを特に留意することとしています。

「必要がある」という規定	8	「必要があると認めるとき」「必要な措置」など不明確であいまいな基準が多い。その判断は「市長」だが、国や県の指導などで恣意的な運用の可能性はないか。	国民保護措置の実施においては、市国民保護計画に基づき、市長が適切に判断することとなります。
組織と個人	9	「自衛隊」と「自衛官」というように分けられているのはどういことか。自衛官個人が報告の対象者となるのか。	国民保護法において、退避の指示等に関しては、緊急性が高いことから、市職員、県職員、消防、警察官又は海上保安官など退避の指示を行う者が現場にいない場合に限り、自衛官が退避の指示を行うことが出来ることとされております。
「避難住民等」	10	「避難住民等」とあるが、「等」は何を表しているのか。保護活動に当たっている人を含むのか。そうした人のために土地の収用も考えられるのか。	避難住民等については、避難の指示に基づき避難を行った避難住民のほか、自主的に避難した住民や被災者も含むこととなります。
表現の簡素化	11	27 ページ（１）（２）の内容と（３）の内容が重複している。	（１）、（２）においては、備蓄、整備に関する原則的事項を定めており、（３）ではその具体的方法及び品名等を定めたものです。 別紙：市国民保護計画の抜粋資料参照
緊急処理事態への対処	12	緊急処理事態への対処は、サイレンを除き武力攻撃事態への対処と同じになっているが、性格の違う事態であり、その規模・内容・予測などきわめて小規模と考えられる。まじめに考えるのではなく省略されているように感じる。	緊急処理事態については、武力攻撃事態への対処に準じた措置を講ずることとしておりますが、今後、国、県の研究成果や訓練などを通じて、必要な見直しを行うこととしております。
浜岡原発や浜松基地こそ攻撃目標	13	万が一をまともに考えるなら、攻撃目標となる原発や基地への攻撃を想定して検討すべきではないか。何の検討もなく一般論に終始している。	市国民保護計画は、国民保護法の定めるところにより、県国民保護計画に基づき武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃事態及び緊急処理事態が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、市が実施する国民保護措置及び実施体制等について定めるものであります。 個々具体的な事例については、今後、関係機関と連携し、避難実施要領のパターン作成において検討していく予定です。
弱者への対応	14	市民的立場に立てば、高齢者など弱者への対応こそきちっと検討すべきである。基本方針ではその配慮を述べているが、計画での具体性がない。	本計画では、避難住民の誘導に際し、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、国際交流協会等と協力して、高齢者、障害のある人、外国人等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとするとしております。
外国人への対応	15	外国人への対応についても基本方針で配慮を述べているが、計画ではあいまいである。だれがどう対応するのか、災害時にその人たちの権利をどう守っていくのかなど検討されていない。	本計画では、避難住民の誘導に際し、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、国際交流協会等と協力して、高齢者、障害のある人、外国人等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとするとしております。